

しょうがい ひと ささ ふくしせいど あんない
障害のある人を支える福祉制度のご案内

れいわ ねんど ねんど ばん
令和5年度（2023年度）版



ちくじ
目次

しょうがいしやてちよう 障害者手帳	1
いりようひ じよせい 医療費の助成	3
てあて ねんきんきようさいせいど 手当・年金共済制度	4
ふくしようぐ きゆうふ 福祉用具などの給付	5
しょうがいふくしきーびす 障害福祉サービス	7
ぜい げんめん 税の減免	9
こうきようりようきんとつ わりびき 公共料金等の割引や	
そのたのじよせいせいど その他の助成制度	11
あんしん あんぜん かん 安心・安全に関すること	13

あんない しょうがいしやてちよう も ひと ふくし
このご案内は、障害者手帳を持っている人のための福祉
せいど とく し べんり
制度で、特に知っておくと便利なものをなるべくわかり
やすいことばでしょうがい
紹介しているものです。

ほうふししょうがいふくしか
防府市障害福祉課

しょうがいしゃてちょう 障害者手帳

しょうがいのある人の暮らしを支えるために様々な支援制度があります。障害者手帳を持つことで、様々な支援制度を使うことができるようになります。

1 障害者手帳の種類

障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

身体障害者手帳

目が見えない、耳が聞こえない、歩けない、話すことができない、口の中で食べ物をかみ砕いたり飲みこんだりすることができない、手や足が動かない、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障害があると認められた人のための手帳です。障害の程度で1級（重い）から6級（軽い）まであります。

	障害者手帳 1 変形性関節症による右膝関節機能の著しい障害（5級）（令和0年0月再認定） 2 3 4 5 6 7 8	障害区分欄 1 肢体不自由（下肢） 2 3 4 5 6 7 8 肢体不自由総合等級 5 級 難 方 右 左 両 難 力 右 左 両 身体障害者等級に上る病状 認定期間（月） 認定期間（日） 医師の氏名 航空郵便 山口県	身体障害者手帳 山口県 第○○○○○○○○号 写真 交付年月日 令和0年0月0日 再交付年月日 氏名 ○○ ○○ 生年月日 昭和0年0月0日 山口県 印	しんせい ひつよう 申請に必要なもの けん き しんだんしょ いけんしょ ・ 県で決まっている診断書・意見書 しゃしん たて せんち よこ せんち まい ・ 写真（縦4 cm ×横3 cm）2枚 まい なんぼー かくにん ・ マイナンバーが確認できるもの いんかん ・ 印鑑
--	--	--	--	--



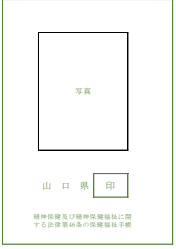
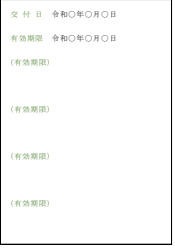
療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障害と判定された人のための手帳です。障害の程度でA（重い）とB（軽い）があります。

	山口県 第○○○号 写真 平成00年0月0日交付 氏名 ○○ ○○ 平成0年0月0日生 山口県 印	本人 住 所 山口県防府市○○○丁目○番○号 ○ 年 月 日変更 ○ 年 月 日変更 旅客鉄道株式会社 1種知的障害者 旅客運賃減額 保 護 者 氏名 続柄 職業 電話 ○○ ○○ 父 住 所 山口県防府市○○○丁目○番○号	判定の記録 障害の程度 (総合判定) 合併障害 肢体不自由（脳原移動） (身体障害2級) 判定年月日 平成0年0月0日 次の判定年月 令和0年0月 判定機関 山口県中央児童相談所 A 判定の記録 障害の程度 (総合判定) 合併障害 (身体障害3級) 判定年月日 次の判定年月 判定機関	しんせい ひつよう 申請に必要なもの しゃしん たて せんち よこ せんち ・ 写真（縦4 cm ×横3 cm） まい 1枚 まい なんぼー かくにん ・ マイナンバーが確認できるもの
--	---	---	---	---

精神障害者保健福祉手帳

統合失調症、うつ病などの気分障害、てんかん、薬物やアルコールによる中毒性精神病、高次脳機能障害など一定の精神障害の状態にあると認定された人のための手帳です。障害の程度で1級（重い）から3級（軽い）まであります。

			
---	---	---	---

申請に必要なもの

- ・ 県で決まっている診断書または障害年金証書など
- ・ 写真（縦4 cm × 横3 cm）1枚
- ・ マイナンバーが確認できるもの

2 申請するところ

市障害福祉課 電話 25-2387 FAX 25-2539

3 そのほかの大切なこと

- ・ 障害者手帳は、申請をしてからもらえるまで2～3か月かかります。
- ・ 身体障害者手帳や療育手帳は、再認定（再判定）が必要となる場合があります。
また、精神障害者保健福祉手帳は有効期限があります。
引き続き障害者手帳が必要な場合は、再認定（再判定）や更新の申請をしましょう。
再認定（再判定）や更新をしないと、支援制度が受けられなくなる場合があります。
- ・ 障害者手帳をなくした、住所や名前が変わった、障害がなくなった、手帳を持っている人が亡くなったときは、市障害福祉課で手続きをしましょう。

いりょうひ じよせい 医療費の助成

しょうがい ひと いりょうひ じよせい せいど
障害のある人の医療費を助成する制度です。

身	しんたいしょうがいしやてちよう 身体障害者手帳
療	りょういくてちよう 療育手帳
精	せいしんしょうがいしやほけんふくしてちよう 精神障害者保健福祉手帳

1 医療費の助成の種類

しゅるい 種類		じよせい ないよう 助成の内容	たいしょうしや 対象者
1	じゅうどしんしんしょうがいしや 重度心身障害者 いりょうひじよせいせいど 医療費助成制度 (通称:カクフク)	いりょうひ しはら えん 医療費の支払いが0円になり ます。	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 2px 5px;">身</div> 1～3級の人 </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px 5px;">療</div> Aの人 </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #0000ff; color: white; padding: 2px 5px;">精</div> 1級の人 </div> </div> <p>とくべつじどうふようてあて きゅう じどう 特別児童扶養手当1級の児童</p> <p>しょうがいねんきん きゅう ひと 障害年金1級の人 など</p> <p>※所得制限あり</p>
2	じりつ 自立	しんしん しょうがい なお かる 心身の障害を治したり、軽く	しんたい しょうがい さいみまん じどう 身体に障害がある18歳未満の児童
	しえん 支援	いりょうひ したりするための医療費の	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 2px 5px;">身</div> の交付を受けた18歳以上の人 </div>
	いりょう 医療	しはら わりふたん 支払いが1割負担になります。	せいしんしつかん つういん せいしんいりょう 精神疾患があり通院による精神医療
	せいしんつういん 精神通院	しよとくじようきよう じ こ ふたん ※所得状況による自己負担	けいぞくてき ひつよう ひと を継続的に必要とする人
	いりょう 医療	じょうげんがく 上限額があります。	
3	とくていりりょうひじよせい 特定医療費助成 せいど 制度	していなんびよう たい いりょうひ 指定難病に対する医療費の 助成があります。	していなんびよう しんだん ひと 指定難病と診断された人 ※疾病程度の要件あり
4	しょうにまんせいとくていしっぺい 小児慢性特定疾病 いりょうひじよせいせいど 医療費助成制度	しょうにまんせいとくていしっぺい たい 小児慢性特定疾病に対する 医療費の助成があります。	しょうにまんせいとくていしっぺい じどう 小児慢性特定疾病の児童 ※疾病程度の要件あり
5	げんぼくひばくしやいりょう 原爆被爆者医療 などの給付	けんこうしんだん いりょう きゅうふ かいご 健康診断や医療の給付、介護 ほけん さーびす りりょうしやふたん 保険サービスの利用者負担 助成や、手当がもらえます。	ひろしまし ながさきし どうか げんし 広島市と長崎市に投下された原子 爆弾の被害を受けた人

じよせい ないよう たいしょうしや てつづ ひつよう くわ
助成の内容や、対象者、手続きに必要なものなど詳しいことは、申請するところ
とあわせてください。

2 申請するところ

1～2: 市障 害 福祉課 電話 25-2387 F A X 25-2539

3～5: 山口健康福祉センター防府保健部 電話 22-3740 F A X 22-0962



てあて ねんきん きょうさいせいど 手当・年金・共済制度

しょうがい ひと たいしょう てあて ねんきん てあてとう しんせい ひつよう
障害のある人を対象にした手当や年金です。どの手当等も申請が必要です。

1 てあて しゅるい 手当などの種類

	てあて しゅるい 手当などの種類	ないよう 内容	た その他
1	とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当 (27,980円/月)	おち しょうがい さいいじょう ひと 重い障害がある 20歳以上の人がもらえます。	しょうとくせいげん しせつ 所得制限や、施設など への入所状況によつて該当しない場合があります。
2	しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当 (15,220円/月)	おち しょうがい さいみまん じどう 重い障害がある 20歳未満の児童がもらえます。	
3	とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当 (重度 53,700円/月) (中度 35,760円/月)	ちゅうどいじょう しょうがい さいみまん 中度以上の障害のある 20歳未満の児童を育てている人がもらえます。	
4	ほうふしふくしねんきん 防府市福祉年金 (2万円～4万円/年)	こうてきねんきん せいかつ ほご じゆきゆう 公的年金や生活保護を受給していない、身体障害者手帳1～4級の人、療育手帳A・B(中度)の人がもらえます。	しょうとくせいげん 所得制限などによつて該当しない場合があります。
5	しんしんしょうがいしゃふようきょうさい 心身障害者扶養共済 ねんきんがく まんえん つき 年金額：2万円/月 ※2口加入の場合は4万円/月	しょうがい ひと ほごしや まいつきかけきん 障害のある人の保護者が毎月掛金を納めることで、保護者に方が一ことがあった時に、障害のある人は一定額の年金が生涯もらえます。	かけきん ほごしや かにゆう 掛金は保護者の加入時の年齢などによつて異なります。
6	しょうがいきそねんきん 障害基礎年金	びょうき けが せいかつ しごと 病気やケガなどによつて、生活や仕事	ねんれいようけん ほけんりょう 年齢要件や、保険料の納付要件、所得による制限などがあります。
7	しょうがいこうせいねんきん 障害厚生年金	などが制限されている 20歳以上の人	
8	とくべつしょうがいきゆうふきん 特別障害給付金	うけと が受取ることができます。	

たいしょうしゃ てつづ ひつよう くわ しんせい とあ
対象者、手続きに必要なものなど詳しいことは、申請するところに問い合わせてください。

2 しんせい 申請するところ

1～5：市障害福祉課 電話 25-2387 FAX 25-2539

6・8：市保険年金課 電話 25-2163 FAX 25-2106

7：街角の年金相談センター防府 電話 25-7830

ふくしょうぐ ほ そうぐ にちじょうせいかつようぐ きゅうふ 福祉用具（補装具や日常生活用具）などの給付

しょうがいしゃてちょう こうふ う ひと なんびょう しょうにまんせいとくていしつぺい じどう ふくしょうぐ
障害者手帳の交付を受けている人や、難病の人、小児慢性特定疾病の児童に福祉用具が
きゅうふ きぼう ふくしょうぐ しんだんしょ しんたいしょうがいしゃこうせいそだんじょ ほんてい
給付されます。希望する福祉用具によっては、診断書や身体障害者更生相談所の判定が
ひつよう
必要です。

1 ほ そうぐ にちじょうせいかつようぐ いちれい 補装具（補）、日常生活用具（日）の一例

しょうがい しゅるい 障害の種類	ふく し よう ぐ めい 福祉用具名	びこう 備考
しかくしょうがい 視覚障害	補 めがね ぎがん あんぜん 眼鏡、義眼、安全づえ	じ こ ふ た ん き じ ゅ ん が く 自己負担は基準額 はんい ない こう に ゆ う ひ の範囲内で購入費 とう わり し み ん ぜ い 等の1割（市民税 ひ か ぜ い せ たい え ん 非課税世帯は0円） ※基準額を超え ひ よ う じ こ ふ た ん る費用は自己負担
	日 かくだいどくしょき おんせいしきとけい 拡大読書器、音声式時計	
ちょうかくしょうがい 聴覚障害	補 ほちょうき じんこうないじ しゅうり 補聴器、人工内耳（修理のみ）	
	日 おくないしんごうそうち つうしんそうち ふあつくす 屋内信号装置、通信装置（FAX）	
おんせいげんごきのうしょうがい 音声言語機能障害	日 けいたいようかいわほじょそうち じんこうこうとう 携帯用会話補助装置、人工喉頭	
したいふじゅう 肢体不自由	補 ぎしゅ ぎそく そうぐ くるまいす ほこうき 義手、義足、装具、車椅子、歩行器	
	日 とくしゅしんだい ていじつえ じゅうたくかいしゅう 特殊寝台、T字杖、住宅改修	
しんぞうきのうしょうがい 心臓機能障害	日 ぱるすおきしめーたー パルスオキシメーター	
じん臓機能障害 じんぞうきのうしょうがい	日 とうせきえきか おんき 透析液加温器	
こきゅうきのうしょうがい 呼吸機能障害	日 ぱるすおきしめーたー ねぶらいざー パルスオキシメーター、ネブライザー、 でんきしき たん きゅういんき じんこう こきゅう きよう 電気式たん吸引器、人工呼吸器用の ばってりー バッテリー	
	日 すとーまようぐ かみ ストーマ用具、紙おむつ	
ぼうこう又は直腸機能 しょうがい しょうちようきのうしょうがい 障害 小腸機能障害	日	

しょうがい しゅるい ていど せたい しゅうにゅうじょうきよう きゅうふ ばあい
※障害の種類や程度、世帯の収入状況などによって、給付できない場合もあります。

ひよう か ふくしょうぐ くわ ししょうがいふくしか かくにん
※表に書いていない福祉用具もあるので、詳しくは市障害福祉課に確認してください。

ふくしょうぐ か しゅうり まえ しんせい ひつよう
※福祉用具を買ったり、修理したりする前に申請が必要です。

2 その他の助成制度

せいでめい 制度名	ないよう 内容	びこう 備考
けいど ちゅうとうどなんちようじ 軽度・中等度難聴児 ほちようきこうにゆうひとうじよせい 補聴器購入費等助成 じぎよう 事業	りようみみ ちようりよくれ べる でしべるいじよう 両耳の聴力レベルが30dB以上70 でしべるみまん しんたいしやうがいしやてちよう たいしやう dB未滿で、身体障害者手帳の対象とな らない さいみまん けいど ちゅうとうどなんちようじ 18歳未滿の軽度・中等度難聴児の ほちようきこうにゆう しゅうり ひよう じよせい 補聴器購入（修理）費用を助成します。	じよせいがく きじゆんがく はんいない 助成額：基準額の範囲内で こうにゆうひようとう 購入費用等の2/3 か しゅうり ※買ったたり、修理したりする まえ しんせい ひつよう 前に申請が必要 しよとくせいげん ※所得制限あり
じんこうないじそようしや じ 人工内耳装用者（児） たい でんちこうにゆうひ に対する電池購入費 およ すびーち 及びスピーチ ぶろせっさとうじよせいきん プロセッサ等助成金 こうふじぎよう 交付事業	じんこうないじ つか ちようかくしやうがい 人工内耳を使っている聴覚障害のある ひと すびーちぶろせっさと じんこうないじよう 人に、スピーチプロセッサや人工内耳用 でんち こうにゆうひよう じよせい 電池の購入費用を助成します。	じよせいがく きじゆんがく はんいない 助成額：基準額の範囲内で こうにゆうひようとう わり 購入費用等の9割 しみんぜいひかぜいせたい ぜんがく （市民税非課税世帯は全額） すびーちぶろせっさと ※スピーチプロセッサは か まえ しんせい ひつよう 買う前に申請が必要
ざいたくしんしんしやうがいしやとう 在宅心身障害者等 かみ きゆうふじぎよう 紙おむつ給付事業	ざいたく せいかつ じゆうど たいかんきのうしやうがい 在宅で生活する、重度の体幹機能障害や か ししやうがい また りやういくてちよう ひと さいいじよう 下肢障害、又は療育手帳Aの人（3歳以上 さいみまん）に、紙おむつ券を交付します。	じよせいがく まんえん かい ねん 助成額：1万円×4回/年 しみんぜいひかぜいせたい ※市民税非課税世帯である こと
しんたいしやうがいしやじどうしや 身体障害者自動車 かいぞうひじよせいじぎよう 改造費助成事業	しんたいしやうがいしやてちよう ち ひと じぶん 身体障害者手帳を持っている人で、自分 うんてん くるま かいぞう ひつよう で運転するために車を改造する必要があ ひと くるま かいぞうひよう じよせい る人に、車の改造費用を助成します。	じよせいがく さいだい まんえん 助成額：最大10万円 しよとくせいげん ※所得制限あり かいぞう か まえ しんせい ※改造する（買う）前に申請 ひつよう が必要
しんたいしやうがいしやかいじよう 身体障害者介助用 じどうしやかいぞうひじよせい 自動車改造費助成 じぎよう 事業	ざいたく せいかつ じゆうど か し また たいかんきのう 在宅で生活する重度の下肢又は体幹機能 しやうがい ひと かいご ひと かいご 障害がある人を介護する人に、介護する くるま かいぞうひよう じよせい ための車の改造費用を助成します。	じよせいがく かいぞうひ はんがく さいだい 助成額：改造費の半額（最大 まんえん しよとくせいげん 20万円）※所得制限あり かいぞう か まえ しんせい ※改造する（買う）前に申請 ひつよう が必要

3 申請するところ

ししやうがいふくしか でんわ ふあつくす
市障害福祉課 電話 25-2387 FAX 25-2539

しょうがいふくし さーびす 障害福祉サービス

しょうがい ひと ちいき あんしん く
障害のある人が地域で安心して暮らせるようにサポートします。

おとな (18歳以上)
者 向けサービス

子ども (18歳未満)
児 向けサービス

1 サービスの種類

暮らしを支えるサービス 一例

きょたくかいご (ほーむへるぷ) 居宅介護 (ホームヘルプ)

者 児

しょくじ かじ にゅうよく せいかつ てつだ
食事や家事、入浴など生活の手伝いをしてくれます。

どうこうえんご いどうしえん 同行援護・移動支援

者 児

で 出かけるときに付き添ってくれます。

たんきにゆうしょ しよーとすてい 短期入所 (ショートステイ)

者 児

かぞく かいご できないうきなど にグループホームや
施設に短い期間泊まります。

けいかくそうだんしえん 計画相談支援

者 児

サービスを利用するための計画を作
ったり、相談にのったりしてくれます。

日中活動サービス 一例

せいかつかいご 生活介護

者

そうさくかつどう かんたん さぎょう
創作活動をしたり、簡単な作業をしたり
します。

しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん 就労移行支援・就労継続支援

者

しごと れんしゅう はたら
仕事の練習をしたり、働いたりします。

じりつくんれん 自立訓練

者

せいかつのうりよく くんれん
生活能力をあげる訓練をします。
しゅくはくがた くんれん
宿泊型の訓練もあります。

じどうはつたつしえん 児童発達支援

児

しょうがっこう にゅうがく まえ こ しゅうだんせいかつ
小学校に入学する前の子どもが、集団生活
に慣れるための練習をします。

ほうかごとうでいさーびす 放課後等デイサービス

児

しょうがくせい ちゅうがくせい こうこうせい ほうかご
小学生・中学生・高校生が、放課後などに
せいかつのうりよく れんしゅう
生活能力をあげる練習をします。

にっちゅういちじしえん 日中一時支援

者 児

かぞく かいご できないうきなどに、日中一時的
に施設ですごします。

しせつにゆうしょしえん
施設入所支援

者

しょくじ にゆうよく と いれ せいかつ てつだ
食事や入浴、トイレなど生活を手伝って
もらいながら施設で暮らします。

くるーぶほーむ
グループホーム

者

おも やかん きゅうじつ そうだん にちじょうせいかつ てつだ
主に夜間や休日に相談や日常生活の手伝
いをしてもらいながら、共同生活をする
住まいで暮らします。

ほいくしょうほうもんしえん
保育所等訪問支援

児

ほいくえん ようちえん しゅうだんせいかつ
保育園や幼稚園などで、集団生活ができる
ようになるための支援をうけることができ
ます。

このほかにも行動援護や重度訪問介護、
療養介護、福祉ホームなどのサービスが
あります。

2 申請するところ

ししょうがいふくしか でんわ ふあつくす
市障害福祉課 電話 25-2387 FAX 25-2539

3 そのほかの大切なこと

- ・申請してからサービスが使えるまで1～3か月かかります。
- ・申請をしたら、市障害福祉課の職員が、本人のことや家族のことを聞き取り調査します。その後、どんなサービスをどのように利用するか、サービスを使うための計画を相談支援専門員に立ててもらいます。
※本人の障害程度や年齢、家族の状況等によって使えないサービスもあります。

じぎょうしょ
どんな事業所があるのか、どんなことをしているのかなどは

ほうふししょうがいしせつしげんまっぷ または ほうふししょうがいじせつしげんまっぷ
「防府市障害者施設資源マップ」、又は「防府市障害児施設資源マップ」を
参考にしてください。

ぜい げんめん 税の減免

しょうがい ひと ぜいきん ひかぜい やす せいど
障害のある人の税金を非課税にしたり、安くしたりする制度があります。

1 ぜいきん しゅるい 税金の種類

	ぜい しゅるい 税の種類	ないよう 内容	たいしょうしゃ 対象者
1	しょとくぜい 所得税	ねんまつちようせい かくていしんこく し けんみん 年末調整や確定申告、市・県民	しょうがいしゃてちょう も ひと 障害者手帳を持っている人 など
2	し けんみんぜい 市・県民税	ぜい しんこく とくし ころじよしんこく 税の申告の時に控除申告すると 所得税や市・県民税が非課税に なったり、安くなったりします。	
3	じどうしゃぜい 自動車税 (かんきようせいのうわり しゅべつわり 環境性能割・種別割)	しょうがい ひと かいご ひと 障害のある人や介護する人 などの自動車税が、非課税に なったり、安くなったりします。	べつびよう さんこう 別表(P10)を参考にして ください。
4	けいじどうしゃぜいしゅべつわり 軽自動車税種別割		

1～4のほか、こじんじぎょうぜい そうそくぜい そうよぜい しょうがくよきん りししょとく ひかぜい
個人事業税や相続税、贈与税や少額預金の利子所得が非課税になったり、
やす
安くなったりします。

しょうがい しゅるい ていど めんじよ げんがく ばあい
障害の種類や程度などによっては、免除や減額にならない場合があります。

ないよう たいしょうしゃ てつづ ひつよう くわ しんせい と あ
内容や対象者、手続きに必要なものなどの詳しいことは、申請するところに問い合わせて
ください。

2 しんせい 申請するところ

- ・しょとくぜい そうそくぜい そうよぜい しょうがくよきん りししょとく
所得税、相続税、贈与税、少額預金の利子所得

ほうふぜいむしょ でんわ だいひよう
防府税務署 電話 22-1400(代表)

- ・し けんみんぜい
市・県民税

しかぜいか しみんげいかり でんわ ふあつくす
市課税課 (市民税係) 電話 25-2170 FAX 25-2250

- ・けいじどうしゃぜい
軽自動車税

しかぜいか しょげいかり でんわ ふあつくす
市課税課 (諸税係) 電話 25-2169 FAX 25-2250

- ・じどうしゃぜい こじんじぎょうぜい
自動車税、個人事業税

やまぐちけんげいじむしょ でんわ ふあつくす
山口県税事務所 電話 (083) 925-3111 FAX (083) 925-4149

じどうしゃ しゅとく ばあい やまぐちけんげいじむしょじどうしゃぜいか
※自動車を取得する場合は、山口県税事務所自動車税課

でんわ ふあつくす
電話 (083) 922-7691 FAX (083) 922-7695

しょうがい区分と等級	
<p>しょうがいしゃほんにん 障害者本人 が運転する ばあい 場合</p>	<p>◆ 身体障害者手帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 1～4 級 ・聴覚障害 2～3 級 ・平衡機能障害 3 級 ・音声機能障害 (口頭摘出者であること) 3 級 ・肢体不自由 (上肢) 1～2 級、(下肢) 1～6 級、(体幹) 1～3・5 級 ・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 (上肢機能：両上肢に障害があること) 1～2 級※、(移動機能) 1～6 級 ・心臓機能障害 1・3 級 ・じん臓機能障害 1・3 級 ・呼吸器機能障害 1・3 級 ・ぼうこう又は直腸機能障害 1・3 級 ・小腸機能障害 1・3 級 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3 級 ・肝臓機能障害 1～3 級 <p>◆ 療育手帳 A ◆ 精神障害者保健福祉手帳 1 級</p>
<p>どういつせいけいしゃ 同一生計者や じょうじかいごしゃ 常時介護者が うんてん ばあい 運転する場合</p>	<p>◆ 身体障害者手帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 1～4 級 ・聴覚障害 2～3 級 ・平衡機能障害 3 級 ・肢体不自由 (上肢) 1～2 級、(下肢) 1～3 級、(体幹) 1～3 級 ・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 (上肢機能：両上肢に障害があること) 1～2 級※ ・移動機能：両下肢に障害があること) 1～3 級※ ・心臓機能障害 1・3 級 ・じん臓機能障害 1・3 級 ・呼吸器機能障害 1・3 級 ・ぼうこう又は直腸機能障害 1・3 級 ・小腸機能障害 1・3 級 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3 級 ・肝臓機能障害 1～3 級 <p>◆ 療育手帳 A ◆ 精神障害者保健福祉手帳 1 級</p>

※ 自動車と軽自動車で障害要件の詳細が異なります。詳しくは申請するところに確認してください。

こうきょうりょうきんとう わりびき た じよせいせいど 公共料金等の割引やその他の助成制度

しょうがいしゃてちょう も しょうがいしゃてちょう
障害者手帳を持っていることで利用できる、割引
せいで ちらん
制度などの一覧です。

わりびき ないよう たいしょうしゃ りょう しんせい ほうほう くわ
割引の内容や対象者、利用（申請）方法など詳しく

いことは、問い合わせ先に確認してください。

	しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳
	りょういくてちょう 療育手帳
	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳

サービス	割引内容	対象の障害者手帳	問い合わせ先
てつどううんちん とう わりびき 等の割引	しょうがいしゃてちょう み ほんにん 障害者手帳を見せることで、本人や かいごしゃ つうじょううんちん ほんがく 介護者の通常運賃が半額になります。 ※ひとりで乗車する場合や 2種、 Bの人は、片道100 km を こ 超えること。	ほんにん 本人と 1種 A	JR等 かくてつどうがいしゃ 各鉄道会社
		ほんにん 本人 のみ 2種 B	
ば、す うんちん バス運賃の わりびき 割引	しょうがいしゃてちょう み ほんにん 障害者手帳を見せることで、本人や かいごしゃ つうじょううんちん ほんがく 介護者の通常運賃が半額になります。	ほんにん 本人と 1種 A 1級	かくほすがいしゃ 各バス会社 かくじょうせんけん 各乗船券 ほんばいしょ 販売所
じょうせんうんちん 乗船運賃 のわりびき 割引		ほんにん 本人 のみ 2種 B 2・3級	
こうくううんちん 航空運賃 のわりびき 割引	ほんにん かいごしゃ こうくううんちん わりび 本人や介護者の航空運賃が割引になります。 わりびきりつ 割引率などは、航空会社で異なります。		かくこうくうがいしゃ 各航空会社
たくしー タクシー うんちん わりびき 運賃の割引	しょうがいしゃてちょう み うんちん わりびき 障害者手帳を見せることで、運賃が1割引に なります。		かくたくしー 各タクシー かいしゃ 会社
ふくし 福祉 たくしー タクシー りょうけん 利用券	まい えんぴき りょう じよせい けん 1枚で500円引の利用（助成）券がもらえます。 (さいだい まい) (最大50枚)	1～3級 A 1級 ※「福祉タクシー	ししょうがいふくしか 市障害福祉課 でんわ 電話 25-2387 ふあつくす FAX 25-2539
こうれいしゃとう 高齢者等 バス・ たくしー タクシー うんちん 運賃 じよせいけん 助成券	つぎ りょう じよせい けん 次のいずれかの利用（助成）券がもらえます。 ・バスのみ 100円引／1枚（最大96枚） ・バス・タクシー兼用（最大48枚） ・バス200円引又はタクシー2割引／1枚	りょうけん こうれいしゃとう 利用券「高齢者等 バス・タクシー運賃 助成券」どちらかの み	しせいさくすいしんか 市政策推進課 でんわ 電話 25-2119 ふあつくす FAX 25-2558

サービス	割引内容		対象の障害者手帳	問い合わせ先
ゆうりょうどうろ 有料道路 つうこうりょうきん 通行料金の わりびきの 割引	ゆうりょうどうろ 有料道路の通行料金が半額に なります。	かいごしや うんてん 介護者 運転 か 可	身 1種 療 A	ししょうがい 市障害 ふくしか 福祉課
	※事前に市障害福祉課に申請 が必要が必要です。	ほんにん うんてん 本人 運転の み み	18歳以上の 身 2種	
	つういん 通院のときに利用した有料道路利用料金の はんがくじよせい 半額助成があります。		18歳未満の 身 2種	
NHK放送 受信料の 減免	NHKの放送 受信料が0円又 はんがく は半額になります。 す。	えん ぼあい 0円になる場合 せたい ぜんいん しみんぜい ひかぜい 世帯全員が市民税非課税 しや 者であること	身 療 精	ししょうがい 市障害 ふくしか 福祉課 NHK山口 やまぐち 放送局 ほうそうまよく 放送局 でんわ 電話 083- 921-3711
		はんがくめんじよ ぼあい 半額免除になる場合 てちょう も ひと 手帳を持っている人が せたいぬし じゅしんけいやくしや 世帯主で、受診契約者で あること	身 1～2級・視覚 また ちょうかくししょうがい 又は聴覚障害 療 A 精 1級	
けいたいでんわ 携帯電話 しょうがいしや 障害者 わりびきの 割引	けいたいでんわりょうきん わりびきの 携帯電話料金が割引になることがあります。 わりびきりつ 割引率などは携帯電話各社で異なります。		身 療 精	けいたいでんわかくしや 携帯電話各社
うんてんめんきよ 運転免許 しゅとくじよせい 取得助成	じどうしやがっこう ほしゅう えんちよう りょうきんとく じよせい 自動車学校の補習（延長）料金等の助成 (最大3万円) があります。 さいだん まんえん ※事前に市障害福祉課に申請が必要です。		身 療 精	ししょうがい 市障害 ふくしか 福祉課
こうきょうしせつ 公共施設 とう りょうりよう 等の利用料 とう わりびきせい 等の割引制 ど 度	しょうがいしやてちょう み 障害者手帳を見せることで、利用料金が割引 になることがあります		身 療 精	かくしせつ 各施設

身 の1種・2種は障害者手帳に書いてあるので確認してください。




あんしん あんぜん かん
安心・安全に関すること

ちいき あんしん あんぜん せいど
 地域で安心、安全に暮らすための制度です。

身	しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳
療	りょういくてちょう 療育手帳
精	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳

せいど なまえ 制度の名前	ないよう 内容	たいしょう ひと 対象となる人	といあわ さき 問合せ先
いし そつう 意思疎通 しえんじぎょう 支援事業	しゅわ もじ つうやく ひつよう ばあい 手話や文字による通訳が必要な場合に しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ ほけん 手話通訳者や要約筆記者を派遣しても られます。	ちようかく げんご 聴覚や言語に しょうがい しゅわ 障害があり手話や もじ つうやく 文字による通訳が ひつよう ひと 必要な人	ししょうがいふくしか 市障害福祉課 でんわ 電話 25-2387 ふあつくす FAX 25-2539
ぼうさい らじお 防災 ラジオ はいふ の配付	さいがい きんきゅうじ ひなんじょうほう 災害などの緊急時に避難情報などを じどうじゅしん ぼうさい らじお 自動受信する防災ラジオがもらえま す。	しょうがいしゃてちょう も 障害者手帳を持っ ていている人がいる せたい など 世帯など	ししょうがいふくしか 市障害福祉課 しぼうさいきまかんりか 市防災危機管理課 でんわ 電話 25-2115 ふあつくす FAX 23-2136
ねっと Net119	おんせい ばんつうほう むずか ひと 音声による119番通報が難しい人が、 けいたいでんわ すまーとふおん などを利用 して、かんたん ぼたん そうさ かさい や きゅうきゅう つうほう 救急などの通報ができます。	ちようかく げんご 聴覚や言語に しょうがい ひと 障害がある人	ししょうがいふくしか 市障害福祉課 ししょうぼうほんぶ 市消防本部 でんわ 電話 24-0119 ふあつくす FAX 23-2002
こうれいしゃとう 高齢者等 きんきゅうつうほう 緊急通報 たいせいせいび 体制整備 じぎょう 事業	きんきゅうつうほうそうち じかん にちたいおうかのう 緊急通報装置（24時間365日対応可能 なオペレーターがいる受信センターに れんらく そうち か 連絡できる装置）を借りることができ ます。	身 1・2級 療 A 精 1級の人 せたい のみの世帯、または どうきよ かぞく にちちゅう 同居家族が日中 ふざい せたい 不在の世帯など	しこうれいふくしか 市高齢福祉課 でんわ 電話 25-2973 ふあつくす FAX 27-0098
きゅうきゅう 救急おた すけっと はいふ の配付	びょういん や、 じびょう か かみ せんよう い もの 持病などを書いた紙を専用の入れ物に い れいぞうこ い きつ と 入れて、冷蔵庫に入れておくキットが もらえます。 きゅうきゅうたい きゅうきゅうかつどう やくだ 救急隊の救急活動に役立ってます。	しょうがい ひと 障害のある人など	ししょうがいふくしか 市障害福祉課 しこうれいふくしか 市高齢福祉課

せいど なまえ 制度の名前	ないよう 内容	たいしょう ひと 対象となる人	といあわ さき 問合せ先
さぼーと サポート ふあいる はいふ ファイルの配付	しょうがい ひと しえん ひつよう ひと 障害のある人や支援が必要な人 の特性や、日常生活での関わり かた がっこう しせつ しえんけいかく 方、学校・施設での支援計画など をとじるファイルがもらえます。	せいちょう はったつ き 成長・発達が気にな る子どもや障害のあ る人、又はその保護者	ししょうがいふくしか 市障害福祉課 じどうはったつしえん 児童発達支援 せんたーほうふし センター防府市 なかよし園 でんわ 電話 22-7667
きんきゅう 緊急 さぼーと かーど サポートカード	こみゅにけーしょんがむずか ひと コミュニケーションが難しい人 が、トラブルにあったときなどに かいごしゃ れんらく 介護者に連絡をとりやすくするた めのきんきゅうれんらくさき か かーど 緊急連絡先を書いたカード がもらえます。	こみゅにけーしょん コミュニケーション がむずか ひと が難しい人	ししょうがいふくしか 市障害福祉課
へるぶ まーく ヘルプマークの はいふ 配付 	み め たす 見た目ではわからなくても、助け やはいりよ ひつよう ひと えんじょ 配慮が必要な人が、援助をして もらいやすくするためのまーくが もらえます。	ぎそく ないぶしょうがい 義足、内部障害、 なんびょう にんしんしよき ひと 難病、妊娠初期の人 など、み め わ などで、見ただ目で分から なくてもたす はいりよ 助けや配慮 がひつよう ひと が必要な人	ししょうがいふくしか 市障害福祉課

かくせいど くわ
各制度の詳しいことや、りよう しんせい ほうほう
利用（申請）の方法は、といあわ さき かくにん
問合せ先に確認してください。